事 務 連 絡 平成23年11月30日

各府省担当課室 御中

総務省自治財政局財務調査課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正における留意点について

平素から地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただきありがとうございます。標記の件について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が平成23年8月30日に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の一部を改正する規定が本日施行されました。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高める改革を推進するため、地方公共団体の国等(国並びに廃止前の健全化法附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等をいう。)への寄附金等の支出について、法律による原則禁止を改め、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとするものです。

本改正については、衆議院及び参議院の審議において附帯決議(別紙3)がなされました。 これに御留意いただくとともに、本改正に合わせて行われた「地方公共団体からの国等に対 する寄附金等の取扱いについて」(平成23年11月29日閣議決定)(別紙4)も踏まえ、引き続 き国と地方の財政規律が確保されるよう適切な運用をお願いいたします。

特に、当該閣議決定中2.「地方公共団体から自発的な寄附金等の支出があった場合」に おける「寄附金等の金額、経緯及び内容の公表」については上記附帯決議も踏まえ、各府省 のホームページ上に掲載する等による確実な実施をお願いします。また、公表に当たっての 様式の例示(別紙6)を添付しますので、適宜参考にしてください。

また、廃止前の健全化法附則第5条に関連する通知を廃止するとともに、各都道府県知事、各指定都市市長等あてに本改正について通知(別紙7)を発出しましたことを申し添えます。

総務省自治財政局財務調査課 企画係 桑名

Tel:03-5253-5647

e-mail:s.kuwana@soumu.go.jp

別紙目次

1	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整 法律(平成23年法律第105号)本文(抄)	:備に関する 1
2	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整 法律新旧対照表(抄)	備に関する 2
3	衆議院総務委員会附帯決議(平成23年8月11日)(抄)及び参議院総務委員 (平成23年8月26日) (抄)	会附带決議 4
4	「地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて」(平成23年11 決定)	月29日閣議 5
5	「官公庁に対する寄附金等の抑制について」(昭和23年1月30日閣議決定)	6
6	公表に係る様式	7

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関す

る法律(地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条関連)の施行について」

..... 8

7

(平成23年11月30日)

〇 地 域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十

三年法律第百五号) (抄)

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第十六条 地方公共 寸 体 \mathcal{O} 財 政 \mathcal{O} 健 全化に関する法律 (平成十九年法律第九十四号) の <u>ー</u> 部を次のように改

正する。(略)

附則第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

附則

(施行期日)

第 条 この法は は律は、 公布の日 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日 から

施行する。

(略) …第十六条 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除

(略) の規定 公布 の日から起算して三月を経過した日

 \bigcirc

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(抄)

新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)(抄)(第十六条関係)

W	条 削除	()。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他 型にする大学共同利用機関法人をいう。以下この条において「会社等」とい 関定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。)又 関定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。)又 がて同じ。)若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に 発金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に 発金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に 発金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に の金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に 発金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に 発金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に 発金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に の金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に の金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に の金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に の金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に の金融公庫若しくは国立大学法人等(国立大学法人及び同条第三項に の金融公庫、沖縄振興開
---	------	--

第七条~第十三条(略)

第六条 同意又は協議の申出は、 務大臣に協議し、 地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、 体がその施設を国、 みなす。 合における国、 移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場 て「寄附金等」という。)を支出してはならない。 (国等に対する寄附金等に関する経過措置) この法律の施行の日前に旧再建法第二十四条の規定によりされた 独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該 その同意を得たものについては、 独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に 前条の規定によりされた同意又は協議の申出と この限りでない。 ただし、 あらかじめ、 地方公共団

第七条~第十三条 (略)

三一 法地 三一 法 地 兀 兀 ・うす分にの・ 律 域 ・を為担にの・ 律 域 政 政 五万るなあ寄地二 案の 五期に保あ寄地二 案の 府 府 (全行担お附方(に自 (す係措お附方(に自 は は 略を為保る等公略 対主 略るる置る等公略 対主) 期に措こを共)) こ相をこを共) す性 す性 本 本 す係置と前団 法 る及 と談講と前団 法 る及 附び 。窓ずが提体 附び るるをが提体 施 施 こ相講なとの 行 带自 口るなとの 行 带自 決 立 と談ずいす国 に 決立 をといす国 に 。窓るよる等 当 議性 設とよる等 当 議性 た た 口こう不へ けもう不へ へを へを をと、適の ŋ 抄高 るに、適の 抄高 ` <u></u>
め ر ال 設。各切寄 な、各切寄 次 次 ど地府な附 けま府な附 る る \mathcal{O} \mathcal{O} るた省施の 、方省施の た た 事 事 な、等策原 国公等策原 \emptyset 8 項 項 ど地の展則 \mathcal{O} と共の展則 \mathcal{O} に に ` 方 行 開 禁 地団行開禁 改 改 0 0 国公為を止 革 方体為を止 革 11 11 と共を図の \mathcal{O} のがを図の \mathcal{O} て 7 地団継る見 推 財不継る見 推 そ そ 方体続こ直 進 政適続こ直 進 \mathcal{O} \mathcal{O} のが的とし 秩切的とし を を 実 実 財不にやに 序とにやに 义 义 現 現 政適監地当 を考監地当 る る に に 秩切視方た た 乱え視方た た 努 努 序とす公っ するす公っ \emptyset 8 衆平 \emptyset \emptyset 議 事国る共て を考る共て \mathcal{O} \mathcal{O} る る 乱えた団は 態等た団は 関 関 院十 するめ体 、 がかめ体 ` 係 院十 係 き き 総年 事国の間国 総三 法 発らの間国 法 で で 態等立の等 生の措の等 務八 律 律 年 あ あ 務八 がか法競が し寄置競が \mathcal{O} \mathcal{O} 月 る 発ら措争地 整 な附を争地 整 委月 生の置を方 員十 いに含を方 備 備 員 _ に し寄をい公 に よ関むい公 六 うす十た共 関 な附含た共 関 会日 会日

す

る

万る分ず団

全行なら体

す

る

いにむず団

よ関十ら体

地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて

 (平成23年11月29日)

 閣 議 決 定

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)附則第5条の規定が廃止されたところであるが、国と地方の財政規律の確保の観点から、地方公共団体の国、独立行政法人等に対する寄附金等(寄附金、法令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。)をいう。以下同じ。)については、次の方針によることとする。

- 1. 各府省においては、国と地方の財政規律を確保する観点から、地方公共 団体との関係において、「官公庁に対する寄附金等の抑制について」(昭 和23年1月30日閣議決定)を引き続き遵守するとともに、地方財政法 (昭和23年法律第109号)第4条の5で禁止されている割当的寄附金 等はもとより、それと誤解を受けるような以下の行為は行わないこと。
 - (1) 寄附金等の支出をしない場合における不利益な取扱い及び その示唆
 - (2) 第三者を通じた寄附金等の要求又は勧誘
 - (3) (1) 及び(2) のほか地方公共団体の寄附金等に関する自発的な意思決定に影響を及ぼすような行為
- 2. 各府省においては、地方公共団体から自発的な寄附金等の支出があった場合には、寄附金等の金額、経緯及び内容の公表に努めること。
- 3. 担当大臣は、廃止前の健全化法附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等に対し1. 及び2. に準ずるよう要請すること。

官公庁に対する寄附金等の抑制について(昭和23年1月30日閣議決定)

財政の窮迫化に伴い、最近諸官庁(学校を含む。)においてその経費の一部を諸種の 寄附に求める傾向が著しいが、寄附者の自由意志によると言われる場合においても、そ の性質上半強制となる場合が多く、或いは国民に過重の負担を課することとなり、或い は行政措置の公正に疑惑を生ぜしめる恐れなしとしない。

よつて、極力かかる傾向を是正するため、次の方針によるものとする。

- 1 官庁の諸経費は、予算でもつて賄い、寄附金等の形によつて他に転嫁することは、極力これをつつしむこととし、これがため行政諸政策は、国家財政との関連において実行可能のものに限定するよう努めること。
- 2 官庁自身による場合はもとより、後援団体を通じてなす場合においても寄附金の募 集は厳にこれを禁止すること。
- 3 自発的行為による寄附の場合においても、割当の方法によるものでなく、且つ主務 大臣が弊害を生ずる恐れがないと認めたものの外その受納はこれを禁止すること。
- 4 前項によって主務大臣が寄付の受納を認めた場合には、
 - (イ) 醵金にあっては、これを歳入に繰入、醵金の主旨を考慮の上予算的措置を講 ずるものとすること。
 - (ロ)公共施設の寄附(適正賃貸料を下廻る借入の場合を含む。)にあっては、所定 の手続をなし、且つこれを公表するものとすること。
- 5 主務大臣は前各項の趣旨を部内に徹底せしめる措置を講ずること。
- 6 地方公共団体に対しても前各項に準ずるようその自粛を求めること。

(題名) の寄附について

(公表年月日) (公表者)

以下のとおり(地方公共団体)から寄附を受領しましたので公表します。

- 1 寄附者 (地方公共団体)
- 2 寄附の金額
- 3 寄附の内容
- 4 寄附に至った経緯 (寄附に至った経緯を記載)

総 財 務 第 211号 平成23年11月30日

各都道府県知事 各指定都市市長 各都道府県議会議長 各指定都市議会議長

総務大臣

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条関連)の施行について(通知)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する 法律(平成23年法律第105号。以下「第2次一括法」という。)が平成23年8月30日に公布さ れ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」と いう。)の一部を改正する規定が本日施行されました。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めていくため、地方公共団体の国等(国並びに廃止前の健全化法附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等をいう。以下同じ。)への寄附金等の支出について、法律による原則禁止を改め、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとするものです。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意の上、その運用に配慮されるとともに、各 都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知されるよう お願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 (技術的な助言) に基づくものです。

記

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めていくため、地方公共団体の国等への寄附金等の支出を 原則禁止していた健全化法附則第5条の規定を廃止したこと(第2次一括法第16条)。

なお、本改正の施行後においても、国と地方の財政規律の確保の観点から、国等への寄附金等の支出に当たっては、これまでの健全化法附則第5条の規定の運用も踏まえて、 適切な財政運営に努められたいこと。

2 閣議決定

本改正の施行後においても、地方公共団体からの国等への寄附金等の取扱いについて、 引き続き国と地方の財政規律が確保されるよう、以下の内容の閣議決定(別紙1)を行ったこと。

① 各省庁においては、地方公共団体との関係において、寄附金の募集の禁止等を定めている「官公庁に対する寄附金等の抑制について」(昭和23年1月30日閣議決定)(別紙2)を引き続き遵守するとともに、地方財政法第4条の5で禁止されている割当的寄附金等はもとより、それと誤解を受けるような以下の行為は行わないこと。

- (ii) 第三者を通じた寄附金等の要求又は勧誘
- (iii) (i)及び(ii)のほか地方公共団体の寄附金等に関する自発的な意思決定に影響を 及ぼすような行為
- ② 各省庁においては、地方公共団体から自発的な寄附金等の支出があった場合には、寄 附金等の金額、経緯及び内容の公表に努めること。
- ③ 担当大臣は、廃止前の健全化法附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等に対し①及び②に準ずるよう要請すること。

3 相談窓口等

本改正の施行に合わせ、総務省自治財政局財務調査課に国等への寄附に関する相談窓口を設け、国等からの寄附に関する行為等について地方公共団体の相談を受ける体制を整備したこと。

また、施行後の状況に応じて、国等からの寄附に関する行為等について地方公共団体に 調査を行うことも予定していること。

上記を踏まえ、2の閣議決定の趣旨に違背するような行為等がある場合には、必要に応じて各省庁へ申入れを行う等の対応を取る予定であること。

4 その他

- ① 第2次一括法の国会における審議において、衆議院及び参議院で附帯決議がなされた こと(別紙3)。
- ② 本改正に関連する政省令の規定を削除する改正を行ったこと(地方公共団体の財政の 健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)附則第3条及び第4条並びに地方 公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)附則第3 条及び第4条)。
- ③ 廃止前の健全化法附則第5条に関連する通知は廃止したこと。

総務省自治財政局財務調査課 企画係 桑名

Tel:03-5253-5647

e-mail:s.kuwana@soumu.go.jp

別紙目次 (資料は略)

1	「地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて」	(平成23年11月29日閣議
	決定)	1

- 2 「官公庁に対する寄附金等の抑制について」(昭和23年1月30日閣議決定) ……2
- 3 衆議院総務委員会附帯決議(平成23年8月11日) (抄)及び参議院総務委員会附帯決議 (平成23年8月26日) (抄) 3